

所沢市トコトコ健幸マイレージ事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市民一人ひとりが健康を実感しながら地域で安心していきいきとした生活を送ることのできる「健幸長寿のまち」を推進する所沢市トコトコ健幸マイレージ事業(以下「事業」という。)の実施に関して必要な事項を定め、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(参加者の資格条件)

第2条 事業の対象者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 埼玉県コバトン健康マイレージ事業実施要綱(平成29年3月31日付け健寿第1357号)に基づき実施する埼玉県コバトン健康マイレージ事業(以下、「コバトン健康マイレージ」という。)に所沢市を所属として参加する者
- (2) 所沢市内に住所を有し、参加の申込みを行う年の4月1日現在において18歳以上の者
- (3) この要領の規定に同意する者

(参加の申込み)

第3条 事業への参加を希望する者は、スマートフォンアプリ又は歩数計のいずれかによる参加を選択し、申し込むものとする。

- 2 市長は、申込みを受けた事項に虚偽があったときは、事業への参加を認めないことができる。

(市独自ポイントの種類)

第4条 市が独自に定めるポイント(以下「市独自ポイント」という。)の種類は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 歩数アップポイント

次のいずれかに該当する場合に参加者に毎月付与するポイント

ただし、毎月、県から報告のある参加者情報一覧にて新規の登録が確認された者には、全員に付与するものとする。

ア 送信済みの活動データを月末にて集計し、当月とその前月の平均歩数を比較して増加した場合

イ 当月の平均歩数が8,000歩以上である場合

(2) 続けて参加ポイント

当月中において、活動データの送信履歴が確認された場合又は次号に掲げるイベント参加ポイント対象事業の参加履歴があることが認められた場合に、参加者に毎月付与するポイント

(3) イベント参加ポイント

市が指定する健康づくりに関する事業に参加した場合、参加者に毎回付与するポイント

(市独自ポイントの付与)

第5条 市独自ポイントの付与単位は、各10ポイントとする。

- 2 前条第1号及び第2号に掲げる市独自ポイントを付与する時期は翌月とし、第3号に掲げる市独自ポイントを付与する時期は、別に定める。
- 3 市独自ポイントは、毎年1月末日までの活動に基づく獲得済合計ポイントを終期とし、2月の活動から新たにポイントの付与を開始するものとする。
- 4 市独自ポイントについては、翌月以後に送信された活動データにより当月に集計した活動データに変更が生じた場合であっても、当月分のポイントの変更は行わないものとする。
- 5 事業を退会したときは、獲得したポイントは失効する。
- 6 参加者は、付与された市独自ポイントを第三者に譲渡することはできない。

(市独自の景品)

第6条 市が独自に設定する景品は、前条に掲げる市独自ポイントを期日までに一定数獲得した者を対象とし、市が抽選によって当選者を決定し交付するものとする。

- 2 前項に掲げる抽選の対象となるポイントの数及び景品の内容については、別に定める。
- 3 第1項に掲げる抽選は、毎年2月に実施するものとする。
- 4 市は、当選者が長期の不在等のため、景品を交付できない状況にあるときは、当選の権利を失効とすることができる。

(退会)

第7条 次の各号のいずれかに該当したときは、退会とする。

- (1) 参加者本人から退会の申し出があったとき
- (2) 第2条第1項各号に掲げる規定に該当しなくなったとき
- (3) その他市が必要と認めたとき

(個人情報の取扱い)

第8条 市は、参加者から取得した個人に関する情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び所沢市個人情報保護条例(平成13年条例第7号)を遵守する。

- 2 市及び市が委託した事業者は、事業で得た個人情報を事業に関する通知、連絡、アンケート調査及び景品の発送等に使用することができる。
- 3 市は、個人を特定した活動データ及びアンケート調査結果等の公表を一切行わない。
- 4 市は、事業から得た個人情報、活動データ、アンケート調査結果等を個人が特定できない形にした上で、事業の効果検証及び分析のために外部機関に提供することができるもの

とする。

(国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者の個人情報取扱い)

第 9 条 所沢市国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者で事業に参加する者は、前条に定める規定に加え、参加者の健康状態の改善並びに事業の効果検証のため、当該参加者の活動データ、アンケート調査結果、健康診断結果、医療費に係るデータを活用することに同意するものとする。

(事業の変更等)

第 10 条 事業は、事業期間内であっても、事業を変更し、中断し、または又は全部若しくは一部を終了することができる。

2 事業を変更し、中断し、又は終了する場合は、参加者に対して市ホームページ、電子メール等によって通知するものとする。

(所管)

第 11 条 事業は、健康推進部保健センター健康づくり支援課が所管する。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。